

栃木労働局「今月(10月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



① 最低賃金を引き上げました！ ～ 皆さまの取組を支援します ～

令和3年10月1日から、栃木県最低賃金(時間額)を  
現行の854円から28円引き上げ **882円** に改定しました

栃木県最低賃金  
時間額 **882円**  
発効日:令和3年10月1日

必ずチェック 最低賃金! 使用者も労働者も  
(最低賃金の適用対象となる事業主・労働者) 適用される額より高ければなりません

◆ 業務改善助成金 ～賃金引上げにご活用ください～

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資などを行った場合、費用の一部を助成します。

- ・ 引上げ額20円、30円、60円、90円のコースに加え、**45円コースが新設**。使い勝手が向上。
- ・ **年度内の複数回(2回まで)申請が可能に**。年度前半に助成金を活用し賃上げをした後、最低賃金引上げが行われた場合に対応。

※ 特に業況の厳しい事業主(前年又は前々年比で売上等が**30%減**)への特例

- ・ 賃金引上げ労働者数1人、2人～3人、4～6人、7～9人のメニューに加え、**10人以上のメニューを新設**。助成上限額が450万円⇒600万円にUP。
- ・ **定員11人以上の自動車や貨物自動車、新規導入のパソコン等が対象に**。

令和3年9月から業務改善助成金がいよいよ使いやすくなります

【新設】令和3年9月1日より、業務改善助成金の申請要件が変更となります。

【新設】令和3年9月1日より、業務改善助成金の申請要件が変更となります。

対象コース	対象労働者数	助成率	上限額
45円コース	1人以上	4/5	9/10
20円コース	1人以上	3/4	4/5

<詳細はこちら>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html)



◆ 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金 (休業等による雇用維持)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所で、休業等により雇用維持を図る事業主に対して助成します。

1 最低賃金を引き上げた中小企業に対する要件緩和

業況特例・地域特例の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げた場合

- ① 令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業
- ② 休業規模要件 (1/40以上) を適用しない

2 特例期間の延長

令和3年9月末までであった特例期間が**令和3年11月末まで延長**

※助成率、上限額の変更はなし

※12月以降の取扱いについては、10月中にお知らせします。

3 歩合給がある場合の助成金算定方法の変更

- ① 給与に歩合給(出来高払)制が含まれる場合に対象
- ② 令和3年9月1日以降の休業より算定する方法が変更

※上記以外にも一定の要件等がありますので、詳しくは下記へお問い合わせください

◆ 助成金に関するお問い合わせは、各八ローワーク又は職業対策課分室へ

各八ローワーク: <https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/hw/list.html>

職業対策課分室: [https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage\\_00074.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00074.html)

最低賃金を引き上げた中小企業における雇用調整助成金の要件緩和について

【対象となる事業主】  
令和3年10月1日以降の休業より算定する

【対象となる事業主】  
令和3年10月1日以降の休業より算定する

【対象となる事業主】  
令和3年10月1日以降の休業より算定する

令和3年9月1日以降の休業より算定する

【対象となる事業主】  
令和3年9月1日以降の休業より算定する

【対象となる事業主】  
令和3年9月1日以降の休業より算定する



# ② 新型コロナウイルス感染症に係る小学校休業等に伴う保護者の休暇取得を支援します！ ～小学校休業等対応助成金・支援金を再開～

## ◆小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給（賃金全額支給）の休暇(以下、「学校休業等に伴う休暇」といいます。)を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額\*を支給する制度。

\*1日当たり13,500円(緊急事態宣言等の実施区域は15,000円)が支給上限

●制度の対象となる休暇の取得期間は令和3年8月1日～令和3年12月31日

① 令和3年 8月1日 ～同年10月31日の休暇	令和3年 12月27日 (月) 必着
② 令和3年 11月1日 ～同年12月31日の休暇	令和4年 2月28日 (月) 必着

## ■労働者の皆さまへ

### 【小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内】

「企業にこの助成金を利用してもらい、学校休業等に伴う休暇を取得したい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。

⇒ **ご相談は栃木労働局雇用環境・均等室内 特別相談窓口（028-633-2795）まで**

### 【労働局からの働きかけのご案内】

●労働者の方が利用を希望する場合、**栃木労働局雇用環境・均等室にご連絡ください。**まずは、労働局から事業主に、小学校休業等対応助成金の活用の働きかけを行います。それでも事業主が助成金の活用に応じない場合には、**労働者(大企業に雇用される方はシフト制労働者等の方に限られます)の方から支給申請ができるよう、労働局から事業主に必要な協力の働きかけ**を行います。

\*労働者の方からの支給申請には、事業主の協力が必要です。



# ③ 死傷災害の撲滅に向けてのご協力のお願い・緊急災害防止運動を展開中！

●令和3年において、栃木労働局管内の労働災害による**死亡者数が過去5年間で最多の12人**となっており、昨年一年間で発生した9人を超える**非常事態**となっております。

●死傷者数も過去3年連続で増加し、今年も大幅な増加傾向が継続中であることから、**＜令和3年10月1日から令和3年12月31日までの3か月間＞**

「**Aない声かけ3か月運動**」（労働災害に結び付く「**あ**わてる」「**あ**せる」「**あ**などる」の「**あ**ぶない行動」のキーワードの頭文字“**あ(A)**”を取った行動を「**しない・させない**」のために、同じ場所で働く皆がお互いに声をかけ合って安全な作業行動の定着化を図る労働災害防止運動) **展開中**です。

＜資料：実施要綱＞ [https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage\\_00528.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00528.html)



# ④ 求職者・求人者マイページがさらに便利になります！（令和3年9月21日から）

◆求職者マイページは、仕事探しのサービスをオンライン上で受けられる求職者向けの個人ページです。

新たに、以下の機能が追加されました。

- ・ハローワークからオンラインで紹介が受けられる
- ・マイページから直接応募できる

※求人者マイページを開設した事業所に限られる機能もあります。  
※すべての機能を利用するにはハローワークの求職登録が必要です。



◆求人者マイページは、求人者の手続きやサービスをオンライン上で受けられる事業者向けの専用ページです。

新たに、以下の機能が追加されました。

- ・ハローワークからオンラインで職業紹介を受けられる
- ・マイページ上で応募者の志望動機や応募書類を確認できる

※求職者マイページを開設している方に限られる機能もあります。

◆求職者・求人者マイページの開設はハローワークインターネットサービスからできます。スマートフォンからも利用可能です。

